

# 医療安全管理指針

## 1 安全管理に関する基本的考え方

医療事故を未然に防ぐ体制の確立に努め、職員の意識改革・啓発を図り、医療の質を向上させることで安全な医療を提供していく。

また、医療事故の発生に対しては、速やかにこれに対処し、事故の発生の防止に努める。

## 2 委員会等の組織に関する基本的事項

安全管理体制の確保及び推進のために、病院長を始めとする医療事故防止対策委員会を設置しています。原則として、月に1回、定例会を開催しています。

## 3 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療事故防止に関する意識の向上及び医療の資質の向上を図るため、医療安全管理に関する研修を年に2回以上開催します。

## 4 事故報告等の医療に係わる安全の確保を目的とした改善のための方針に関する基本方針

医療事故につながると思われる事例及び事件事例はそれぞれ、ヒヤリ・ハット体験報告書、医療事故報告書を用いて、委員会へ報告する。この内容を集計・分析・評価を行い改善策を検討する。

## 5 医療事故発生時の対応に関する基本事項

医療事故発生時には、誠心誠意治療に専念するとともに、患者様及びご家族さまに対しては、誠意をもって事故の説明を行います。

## 6 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

本指針は、院内に掲示し、患者さん及びご家族さまの希望に応じ、常時閲覧可能とします。また、斉藤病院のホームページに掲載します。

## 7 患者様からの相談への対応に関する基本方針

患者様や利用者様及びご家族さまからの医療安全に関する苦情・相談の窓口は各部署に設置しております。患者様などに不利益がないよう配慮した上で、必要に応じ相談内容を担当部署、主治医及び担当スタッフに報告します。

## 8 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

マニュアルを作成し、職員に周知するとともに見直しを継続して行い、情報の共有化を図りながら安全性の向上に努めます。